

「今村証券約款・規定集《法人口座用》」新旧対照表

2026 年 10 月
(下線部分変更)

新	旧
「投資信託積立取引取扱規定」 (規定の趣旨) 第1条 本規定は、お客様(以下「申込者」といいます。)と今村証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で契約する投資信託の定時定額購入サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取決めです。 2 本規定に別段の定めのない事項については、投資信託にかかる目論見書等及び今村証券約款・規定集《法人口座用》、その他当社の他の約款の規定により取扱うものとします。 (買付銘柄の選定) 第2条 本サービスによって買付けが可能な投資信託は、当社が選定する投資信託(以下「選定投資信託」といいます。)とします。 (払込方法) 第3条 申込者の指定する金融機関(以下「指定金融機関」といいます。)の口座から、当社の指定する収納代行業者による口座振替により払い込むものとします。 2 お引落し日は毎月 27 日(指定金融機関が休業日の場合は翌営業日)とします。 (申込方法) 第4条 申込者は、本サービスの利用にあたっては、あらかじめ当社の総合取引口座を開設するものとします。 2 申込者が本サービスにより買付けを行う場合は、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面の内容をあらかじめ確認した上で、投資信託累積投資約款に基づく契約を締結するものとします。 (指定投資信託の買付け) 第5条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (1)指定金融機関口座の残高が引落時点で買付金額の合計に満たないとき (果実の再投資及び返還) 第6条 指定投資信託の果実の再投資及び返還については、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面の定めるところによります。 (選定投資信託の除外) 第9条 当社は、選定投資信託が次のいずれかに該当したときは、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外できるものとします。この場合、当社は当該投資信託の申込者に遅滞なく当該選定投資信託を除外することを通知するものとします。 (解約) 第 10 条 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1)～(3)(現行どおり) (4)当社が本サービスを提供することができなくなったとき	「投資信託積立取引取扱規定」 (規定の趣旨) 第1条 この規定は、お客様(以下「申込者」といいます。)と今村証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で契約する投資信託の定時定額購入サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取決めです。 2 この規定に別段の定めのない事項については、投資信託にかかる目論見書等及び今村証券約款・規定集《法人口座用》、その他当社の他の約款の規定により取扱うものとします。 (買付銘柄の選定) 第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当社が選定する投資信託(以下「選定投資信託」といいます。)とします。 (払込方法) 第3条 申込者の指定する金融機関(以下「指定金融機関」といいます。)口座から、当社の指定した収納代行業者による引落としにより払い込む方法によりします。 2 お引落し日は毎月 27 日(申込者の指定する金融機関が休業日の場合は翌営業日)とします。 (申込方法) 第4条 申込者は、本サービスをご利用にあたっては、あらかじめ当社の総合取引口座を開設されている必要があります。 2 申込者が本サービスにより買付けを行う場合は、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面の内容をあらかじめ確認しよくご理解していただく必要があるとともに、投資信託累積投資約款に従った契約を結んでいただくものとします。 (指定投資信託の買付け) 第5条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (1)指定金融機関口座の残金が引落時点で買付金額の合計に満たなかったとき (果実の再投資及び返還) 第6条 指定投資信託の果実の再投資及び返還については、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面に従うものとします。 (選定投資信託の除外) 第9条 当社は、選定投資信託が次のいずれかに該当したとき、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外できるものとします。なお、このとき、当社は当該投資信託の申込者に遅滞なく当該選定投資信託を除外することを通知するものとします。 (解約) 第 10 条 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1)～(3)(省 略) (4)当社が本サービスを営むことができなくなったとき

(5)～(6)(現行どおり) (その他) 第 11 条 第7条及び第9条の規定に従い、申込者に対し当社が行った諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかったときにおいては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。 2 次のいずれかに該当したとき、申込者はこれを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。 (1)～(4)(現行どおり) (5)当社が本規定に基づきサービスの全部又は一部を終了したとき 3 当社、収納代行業者又は指定金融機関は、当社、収納代行業者又は指定金融機関の故意又は重大な過失による場合を除き、申込者又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。 以上 (2026.10) 附 則 この改正は、2026 年 10 月 1 日から施行する。	(5)～(6)(省 略) (その他) 第 11 条 第7条及び第9条の規定に従い、申込者に対し当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかったときにおいては、通常到着すべきときに到着したものと<u>して取り扱うことができるもの</u>とします。 2 次のいずれかに該当したとき、申込者はこれを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。 (1)～(4)(省 略) (5)当社が本規定<u>上</u>のサービスの全部又は一部を終了したとき 3 当社、収納代行業者又は指定金融機関は、当社、収納代行業者又は指定金融機関の故意又は重大な過失<u>なくして</u>申込者又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。 以上 (2026.09)
--	--